

金融商品との付き合い方（第6回）

個人年金保険の魅力と注意点

個人年金保険とは、個人が老後の年金を目的として加入する保険です。一時払い、または毎回所定の保険料を払い込み、一定期間後に年金として受け取ります。

公的年金だけでは不足する退職後の生活費のカバーや、老後生活にゆとりを持たせるための手段として活用されています。

年金の受取り方法の種類

年金の受取り方法としては、終身年金、夫婦年金、確定年金、有期年金などがあります（図表1参照）。年金原資をまとめて一括で受け取ることができます。

① 終身年金

生きていく限り一生にわたって年金を受け取れるタイプです。早く亡くなってしまった人の年金原資が、長生きした人の年金に回るという仕組みに



目黒 政明

ファイナンシャル・プランナー
MMI ライフ&マネープランニング代表

【めぐろ まさあき】1959年生まれ。慶應義塾大学法学部卒業後、大和証券などを経て、1992年、MMI ライフ&マネープランニングを設立し、取締役就任。相談業務の他、原稿執筆、セミナー講師などを務める。主な著書に『実戦的「投資信託」入門』（ダイヤモンド社）、『90分でわかる金利・利回り計算の本』（かんき出版）、『退職金はこうして運用しなさい』（共著、ダイヤモンド社）などがある。

なっています。つまり、長生きするほど得になる年金です。

ただし早く亡くなってしまうと、少しか年金がもらえません。そこで、一〇年あるいは一五年といった保証期間が設けられています。この間に亡くなった場合は、残りの保証期間に対応する年金または一時金が遺族に支払われます。

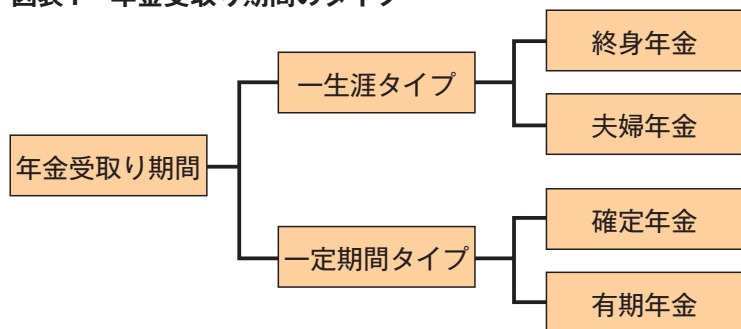
終身の年金支払いが約束されているので安心感が高いのですが、確定年金などに比べれば保険料はかなり高めです。また女性のほうが男性より平均寿命が長い（≡年金の受取り期間が長い）ので、女性のほうが保険料が高くなっています。

② 夫婦年金

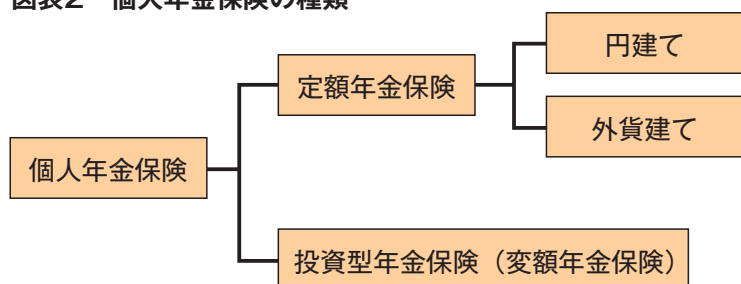
夫婦のどちらかが生きていく限り年金を受け取れるタイプです。

二人とも生きていく間は、第一被保険者（通常は夫）に年金が支払われ、

図表1 年金受取り期間のタイプ



図表2 個人年金保険の種類



第一被保険者が死亡した後は第二被保険者に年金が支払われます。配偶者が先に死亡すれば、第一被保険者が死亡した時点で年金支払いは終了します。ただし保証期間が付いているため、夫婦二人とも保証期間内に死亡した場合は、遺族に残額が支払われます。

一つの契約で済むため、夫婦それぞれが個人年金保険に加入するより保険料負担は少なくなります。しかし終身年金タイプのうえ、二人の年金を保障するので保険料負担はかなり重くなります。

③確定年金

生死に関係なく、契約時に定めた一定期間（一般的には五年、一〇年、一五年）、年金を受け取れるタイプです。受取期間が終われば年金支払いも終了します。

受取期間中に死亡した場合は、残りの期間に対応する年金または一時金が遺族に支払われます。

公的年金が全額支給されるまでの六〇歳代前半のつなぎ年金として、あるいは老後生活にゆとりを持たせるための手段などとして活用できます。

④有期年金

確定年金と同じように、一定期間だけ年金が受け取れるタイプです。ただし有期年金は、受取り期間中に生存していることが条件です。

被保険者（年金保険がかけられている人）が死亡した場合は、その時点で年金の支払いは終了します。ただし保証期間が付いていたり、年金原資から既に支払われた年金額を差し引いた金額相当が遺族に支払われます。

確定年金に比べれば有期年金のほうが保険料が安いので、特に家族に年金を残さなくてもよい人は選択肢になります。

年金額の決め方

個人年金保険には、受け取る年金額

が契約期間中変わらない「定額型」と、一定額ずつ年金額が増えていく「逡増型」があります。

逡増型のほうが物価上昇にも対応できるといふ安心感がありますが、初年度の年金額を同じにすると、逡増型のほうが定額型に比べて保険料はかなり高めになります。

また、年金受取り期間の当初数年間（たとえば五年間）の年金額を厚くした「前厚型」というタイプもあります。

定額年金と投資型年金

個人年金保険には、契約した時点で将来の年金額が決まる「定額年金保険」と、運用実績によって年金額が変動する「投資型年金保険」とがあります。投資型年金保険は「変額年金保険」ともいいます（図表2参照）。

定額年金保険では、契約者が払い込んだ保険料を保険会社が一定の利率で運用し、約束された年金額が支払われます。円建てと外貨建ての二種類があります。一方、投資型年金保険では、契約者が運用方法を選び、その運用実績に応じた年金額を受け取ります。

円建て定額年金の魅力と限界

円建ての定額年金保険は、契約した時点で将来受け取れる年金額を確定できるので、老後の生活設計に使いやすい

い商品です。

ただし、安心感の高いものの、円建てで確実に運用するので、現状ではどうしても高い金利で運用できません。このため利回りのみした場合、魅力に欠けてしまいます。具体的に見てみましょう。

図表3は、ある大手生命保険会社で一〇年確定年金に加入した場合の契約例です。六〇歳から年額七十二万円の年金（一〇年間の合計受取り金額は七十二万円）を受け取るために、月払いで六〇歳まで保険料を払い込んでいくと、四〇歳の男性が契約した場合で毎月の保険料は約二万七〇〇〇円となり、六〇歳時までの二〇年間の総払込み保険料は約六四六万円になります。

ちなみに、この契約例で六〇歳時に一括で年金を受け取るとすると、男女とも受取り金額は約六七六万円になります。六〇歳時で一括で受け取った場合の積立利率を計算してみると、契約年齢によって異なりますが、おおむね年〇・四五%〜〇・七%程度の金利で積み立てたのと同じ結果になります。

また、郵便局のかんぽ生命保険で、六〇歳から一〇年間にわたって年額七十二万円の年金を受け取れる保険に、六〇歳時に一時払いで加入したとすると（Ⅱ即時定期年金保険に加入）、その保険料は男女ともに約七〇五万円に

なります。一〇年間で受け取れる年金総額は七十二万円ですから、やはり利回りは低いといわざるを得ません。

次に終身年金について見てみましょう。図表4は全労済の終身年金に加入した場合の契約例です。やはり六〇歳から年額七十二万円の年金を受け取るために必要な毎月の掛金（Ⅱ保険料）を載せています。

これを見ると、たとえば男性が五〇歳で加入したとすると、六〇歳までの掛金総額は約一五一五万円にもなります。二二年間の受取り総額が一五二二万円（ 1172000×22 年間）ですから、八〇歳まで生きて、ほぼトントンということになります。

五〇歳の女性が加入したとすると、六〇歳までの掛金総額は約一七八七万円にもなります。二五年間の受取り総額が一八〇〇万円（ 1172000×25 年間）ですから、八四歳まで生きてほぼトントンということになります。

これ以上長生きできれば、掛金以上の年金を受け取れますが、この前に亡くなってしまおうと掛金以下の年金しか受け取れません。掲載した加入例では、いずれも一五年間の保証期間があります。保証期間内の受取り金額は一〇八〇万円に過ぎないので、保証期間中に亡くなってしまおうと、まったく元は取り返せません。ちなみに現在

五〇歳の人の平均余命は、平成一九年「簡易生命表」によると、男性が三一・五年、女性が二七・二七年なので、平均すれば男性は八一歳、女性は八七歳程度まで生きるといえることとなります。

同じ契約例で、六〇歳の男性がたとえば退職金で全労済の終身年金に一時払いで加入し、六〇歳から終身にわたって年額七十二万円の年金を受け取るために必要な掛金は約一六二〇万円になります。女性の場合だと約一九三六万円にもなります。この場合、男性はおおむね八二歳以上、女性は八六歳以上まで生きて元が取り返せます。ちなみに現在六〇歳の人の平均余命は男性が二二・五四年、女性が二八・〇六年なので、平均すれば男性は八三歳、女性は八八歳程度まで生きるといえることとなります。

いずれにしても、終身年金はよほど長生きに自信がなければ割に合わない年金保険だといえるでしょう。

外貨建て年金保険とは

ここまで述べてきたように、円建て定期年金保険は利回りの魅力に欠けるために、近年は、高い利回りが期待できる外貨建て定期年金保険や投資型年金保険が注目を集めています。

このうち外貨建て定期年金保険と

図表3 10年確定年金の保険料例

大手生命保険会社の契約例
 …年金年額72万円 60歳払込み満了 60歳年金開始 月払い
 10年間の合計受取り金額=72万円×10年間=720万円

契約年齢	男性		女性	
	月払い保険料	総払込み保険料	月払い保険料	総払込み保険料
30歳	16,898円	約608万円	16,869円	約607万円
35歳	20,901円	約627万円	20,872円	約626万円
40歳	26,935円	約646万円	26,906円	約645万円

図表4 終身年金の保険料例

全労済の「ねんきん共済（終身基本プラン・定額型）」の契約例
 …年金年額72万円 60歳払込み満了 60歳年金開始 月払い
 保証期間15年(保証期間内の合計受取り金額=72万円×15年=1,080万円)

加入年齢	男性		女性	
	月払い掛金	総払込み掛金	月払い掛金	総払込み掛金
30歳	36,840円	約1,326万円	43,320円	約1,560万円
35歳	45,720円	約1,372万円	53,760円	約1,613万円
40歳	59,040円	約1,417万円	69,540円	約1,669万円
45歳	81,420円	約1,466万円	95,940円	約1,727万円
50歳	126,240円	約1,515万円	148,900円	約1,787万円

は、米ドルやユーロ、豪ドルなど外貨建てで運用される年金保険をいいます。これまで主に銀行の窓口販売で売られてきましたが、外貨預金に比べれば、外貨建て年金保険のほうが表示されている金利が高く、長期運用が可能なので、外貨ベースで安全確実に長期運用したいというニーズに応えられる商品です。

商品内容は保険会社によって、また商品によって異なりますが、外貨預金

などの外貨で保険料を払い込み（一時払いが一般的です）、その後三年、五年、七年、一〇年といった自分自身で選択した期間だけお金を据え置き、据置（運用）期間後に、年金も外貨建てで受け取るというのが基本的な商品内容です。手元に外貨を保有してなくても、円入金特約を付ければ円建てで保険料を払い込み、それを外貨に換えることによって契約できます。また年金も円支払い特約を付ければ、円建てで受け

取れます。

運用は主に外貨建ての債券で行われます。米国やユーロ圏、オーストラリアなどの債券の金利は日本より高いので、円建ての年金保険に比べて高い積立利率を設定できるのがポイントです。多くの商品が、契約時に約束された利率が据置（運用）期間終了時まで適用され続ける固定金利タイプなので、契約した時点で将来受け取れる年金原資額を外貨ベースで確定させることができます。保険料を何%で運用するかという利率は、金融市場の動向を基に定期的に見直されています。年金は確定年金や終身年金などで受け取れるほか、一時金として一括で受け取ることもできます。

為替リスクに注意

外貨建て年金保険は外貨建ての商品なので、円建てで保険料を払い込み、円建てで年金を受け取る場合には為替相場の影響を強く受けます。円高が進むと円ベースで元本割れすることもあり得ます。

仮に年金受取り開始時に円高が進んでいて、その時点の為替レートで円に戻したくない場合は、外貨建てで年金を受け取り円安を待つか、年金支払い開始日を商品によっては繰り延べることもできます。たとえば最長一年間、

年金支払い開始日を延長できる商品があります。この間は据置（運用）期間中とは別の利率で運用が継続され、希望すればいつでも年金受取りの開始ができます。

また据置（運用）期間そのものを最長四〇年間かつ九〇歳まで延長できるという商品もあります。この場合、期間延長時の新しい利率が、その後の一定期間適用されることとなります。

外債投資との比較が大事

外貨建て年金保険は仕組みとしては保険商品ですが、保険としての死亡保障はあまりありません。実態としては外貨建ての金利商品に近いと見なすことができます。その際、外貨建て年金保険では保険料を主に外国債券で運用し、その成果を年金あるいは一時金という形で還元します。したがって外国債券で直接運用する場合と、外貨建て年金保険で運用する場合とで、どちらが有利に運用できるかが選択にあたって大事なポイントになります。

このとき注意すべきなのが、外貨建て年金保険の積立利率と実質利回りの違いです（図表5参照）。

たとえば、ある商品では、据置（運用）期間を一〇年とすると、契約時に一時払い保険料の八%が契約時費用として差し引かれ、保険料の九二%が契約時

の積立金になります。この積立金が契約時に決められた積立利率で運用されていきますが、実際に払い込んだ保険料に対する実質利回りは積立利率より低くなります。当然ながら、大事なものは実質利回りです。

また外国債券と外貨建て年金保険とは税金の扱いが異なるので、手取りベースでどちらが有利になるかという判断も大事です。

こうした点について、しっかりとアドバイスしてくれる窓口で購入を検討すべきです。

投資型年金保険とは

投資型年金保険は変額年金保険ともいい、運用実績によって年金額が変わる保険です。一般的には、一〇〇万円〜三〇〇万円以上の保険料を一時払いし、契約者が選んだ特別勘定（ファンド）で一〇年以上運用します。運用期間が終了すると、確定年金や終身年金などとして受け取りますが、年金原資を一括で受け取ることもできます。

特別勘定として各種の投資信託が用意されており、複数の特別勘定の中から契約者が運用先を選びます。この運用がうまくいけば多くの年金を受け取れ、うまくいかなければ少ない年金しか受け取れません。

投資信託との比較

投資型年金保険は投資信託で運用されるので、投資信託そのもので直接運用した場合とよく比較されます。まず、投資型年金保険のメリットは次の通りです。

①投資型年金では運用期間中に被保険者が死亡した場合、その時点での運用実績が悪かったとしても、それまでに払い込んだ保険料以上の死亡給付金が支払われるのが一般的です。投資信託に、こうした最低保証はありません。

②投資型年金は生命保険なので保険の税制が適用されます。このため投資型年金の運用期間中の収益は課税対象にならず、支払い時まで課税が繰り延べられます。投資信託では、毎年の収益分配金はそのつど課税対象になります。また投資型年金の運用期間中の死亡給付金は、契約者と被保険者が同一人で、受取人が相続人の場合、「一五〇〇万円×法定相続人数」の金額を非課税で相続させることができます。投資信託に、こうした非課税枠はありません。

③投資型年金では他の特別勘定に乗り換えるとき、年間所定の回数までは手数料がかかりません。投資信託では乗り換えると、収益部分が課税対象になるとともに、申込手数料が

図表5 外貨建て年金保険の積立利率と実質利回りの例

アリコジャパンで2008年12月16日～12月31日までに契約が成立した場合の適用利率

		据置（運用）期間			
		3年	5年	7年	10年
米ドル建て	積立利率	2.16%	2.58%	2.78%	2.90%
	実質利回り	1.12%	1.63%	1.87%	2.04%
ユーロ建て	積立利率	2.18%	2.72%	3.00%	3.39%
	実質利回り	1.14%	1.77%	2.09%	2.53%
豪ドル建て	積立利率	3.24%	3.66%	3.76%	4.06%
	実質利回り	2.19%	2.70%	2.84%	3.19%

図表6 投資型年金保険と投資信託のコスト比較

	投資型年金保険	投資信託
契約時	無しとする商品と、初期費用（4～5%程度）を控除する商品がある。	申込（買付）手数料が0～3%程度かかる。
運用期間中	保険関係費用、運用関係費用などがかかる（合わせて年1～3.5%程度）。	信託報酬がかかる（年0.3～2%程度）。
解約時	契約後、所定の期間で解約すると、期間に応じて最高7～8%といった解約控除が差し引かれる。ただし初期費用が控除される商品では解約控除はない。	信託財産留保額（0.1～0.5%程度）が差し引かれる商品もある。

かります。

一方、投資型年金保険のデメリットは次の通りです。

①運用に関する手数料がかかる点は投資信託と共通ですが、投資型年金では死亡保障等のための保険関係費用もかかります。このため投資型年金のほうが投資家が負担するコストが重く、その分、運用収益を圧迫します。

②投資型年金を契約後、七～一〇年間といった所定の期間で解約すると、

期間に応じて最高七～八%といった解約控除が差し引かれます（初期費用が引かれるタイプを除く）。投資信託でも解約時に信託財産留保額というコストがかかるタイプもあります。が、せいぜい〇・五%程度です。投資型年金を短期で解約した場合のペナルティは非常に重いため、短期の運用には向きません。

③投資型年金は保険会社が破綻すると、責任準備金（保険会社が将来の支払いに備えて積み立てているお金）

の九〇%までしか補償されません。

投資信託は運用会社等が破綻しても投資家は損害を被りません。したがって投資型年金では、契約先の保険会社の安全性の見極めも大事です。

ここまでをまとめると、投資型年金は死亡保障という最低保証を確保しながら、税制面のメリットを重視して長期運用したいというニーズに向いている商品だといえるでしょう。ただし投資型年金は投資家のコスト負担が重いため、お金を殖やすという純粋な運用目的には向いていない点があります。

売れ筋に注意

投資型年金の近年の売れ筋は、運用期間終了時の年金原資、あるいは年金受取総額を保証するタイプです。特別勘定による運用実績が悪くても、払い込んだ保険料の一〇〇%や一一〇%といった金額が保証されます。

いったん魅力的ですが、投資できる特別勘定は株式の組み入れ比率を抑えた安定運用タイプとなり、投資家を選ばずの余地はほとんどありません。また、投資型年金はもともコストの高い商品ですが、最低保証のためのコストがさらに上乗せされます。このため保証タイプは運用がうまくいっても大きな収益は期待できない商品です。